広島市報

定期第９９７号
平成２５年７月１日
発行所
広島市役所
（企画総務局法務課）
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

目次

規　　則

○広島市立幼稚園の授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則（第７３号）…… 4

告　　示

○介護保険法による指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定…… 4
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定…… 4
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定…… 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定…… 5
○出納員の事務の一部委任　３件…… 5
○市営住宅の家賃の変更…… 6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定　２件…… 9
○平成１６年広島市告示第２４４号の一部改正…… 9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護機関の指定…… 9
○出納員の事務の一部委任…… 9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護機関の指定…… 10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止…… 10
○自転車等の所有権の取得…… 10
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出…… 10
○公共下水道の供用開始…… 11
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始…… 11
○農業集落排水処理施設の供用開始…… 12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定…… 12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止…… 12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関からの変更の届出…… 12
○路上駐車場の休止…… 13
○平成２２年広島市告示第４５４号で告示した広島市市営稲荷町第一駐車場の休止の改正…… 13
○開発行為に関する工事の完了　３件…… 13
○広島市国民健康保険条例の規定による被保険者に係る基礎賦課額の保険料率の決定…… 13
○広島市国民健康保険条例の規定による被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の決定…… 14
○広島市国民健康保険条例の規定による介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率の決定…… 14
○広島市国民健康保険条例の規定による国民健康保険料の基礎賦課額から減額すべき額の決定…… 14
○広島市国民健康保険条例の規定による国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額から減額すべき額の決定…… 14
○広島市国民健康保険条例の規定による国民健康保険料の介護納付金賦課額から減額すべき額の決定…… 15
○自転車等の所有権の取得…… 15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定…… 15
○放置自転車等の撤去（中区）３件…… 15
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）…… 15
○放置自転車等の撤去（中区）…… 16
○建築基準法による道路の位置の廃止（中区）…… 16

○放置自転車等の撤去（中区）２件……16
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……16
○放置自転車等の撤去（中区）……16
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……16
○放置自転車等の撤去（中区）２件……16
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……17
○放置自転車等の撤去（中区）……17
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……17
○放置自転車等の撤去（中区）……17
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……17
○放置自転車等の撤去（中区）……17
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）……17
○放置自転車等の撤去（中区）……17
○放置自転車等の撤去（東区）……18
○建築基準法第８６条の５第２項に基づく認定の取消（東区）……18
○建築基準法による道路の位置の指定（東区）……18
○放置自転車等の撤去（東区）５件……18
○区出納員の事務の一部委任（東区）２件……18
○放置自転車等の撤去（東区）……19
○区出納員の事務の一部委任（南区）２件……19
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……19
○放置自転車等の撤去（南区）……20
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……20
○放置自転車等の撤去（南区）……20
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……20
○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（南区）……20
○放置自転車等の撤去（南区）……20
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……20
○放置自転車等の撤去（南区）２件……20
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）２件……20
○道路の区域変更（南区）……21
○道路の供用開始（南区）……21
○放置自転車等の撤去（南区）……21
○長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）……21
○放置自転車等の撤去（西区）２件……21
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）……21
○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更（西区）……22
○平成２５年広島市告示第１８号で公示した路線の訂正（西区）……22
○放置自転車等の撤去（西区）……22
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）……22
○放置自転車等の撤去（西区）……22
○長期間駐車されていた自転車等の移動（西区）……22
○道路の区域変更（西区）……22
○道路の供用開始（西区）……22
○放置自転車等の撤去（西区）３件……23
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）……23
○若葉台町内会の代表者等の変更（安佐南区）……23
○道路の区域変更（安佐南区）……23
○道路の供用開始（安佐南区）……23
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）２件……23
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）……24
○光善坊自治会の代表者等の変更（安佐北区）……24
○道路の区域変更（安佐北区）……24
○道路の供用開始（安佐北区）……24
○路線名等を定める法定外公共物の指定（安佐北区）２件……24
○道路の区域変更（安佐北区）……25
○本郷下自治会の代表者等の変更（安佐北区）……25
○瑞眺苑町内会の代表者等の変更（安佐北区）……25
○南が丘団地自治会の代表者等の変更（安佐北区）……25
○放置自転車等の撤去（安佐北区）……25
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）……25
○沼自治会の代表者等の変更（安佐北区）……26
○山根自治会の代表者等の変更（安佐北区）……26
○建築基準法による道路の位置の指定（安佐北区）……26
○道路の区域決定（安芸区）……26
○放置自転車等の撤去（安芸区）……26
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安

芸区）……26
○道路の供用開始（安芸区）……26
○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）……27
○放置自転車等の撤去（安芸区）……27
○長期間駐車されていた自転車等の移動（安芸区）……27
○路線名等を定める法定外公共物の指定（安芸区）……27
○建築基準法による道路の位置の指定（安芸区）……27
○区出納員の事務の一部委任（安芸区）３件……27
○放置自転車等の撤去（佐伯区）２件……28
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……28
○建築基準法第４２条第１項第４号に規定する道路としての指定（佐伯区）……28
○放置自転車等の撤去（佐伯区）……29
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……29
○五月が丘一丁目町内会の代表者等の変更（佐伯区）……29
○建築基準法による道路の位置の廃止（佐伯区）……29
○放置自転車等の撤去（佐伯区）……29
○道路の区域変更（佐伯区）……29
○道路の供用開始（佐伯区）……29
○放置自転車等の撤去（佐伯区）２件……30
○長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……30
○地方自治法による不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体の認可（佐伯区）……30
○放置自転車等の撤去（佐伯区）３件……30
○道路の区域変更（佐伯区）……30
○道路の供用開始（佐伯区）……31

区　告　示

○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（中区）……31
○住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行令による職権処理（南区）……31
○住民基本台帳法による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況（安佐南区）……31
○住民基本台帳法による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況（安佐南区）……32
○広島市国民健康保険被保険者証の無効（佐伯区）２件……34

公　　告

○広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員選挙の宅地所有者・借地権者選挙人名簿について……34
○広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員選挙において候補者として届出のあった者の氏名及び住所の公告……34
○広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員選挙において宅地の所有者について届出のあった候補者数が選挙すべき委員の数をこえないため投票中止の公告……34
○広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員選挙において宅地の借地権を有する者について届出のあった候補者数が選挙すべき委員の数をこえないため投票中止の公告……34
○広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原東部土地区画整理事業計画の変更において関係図書の縦覧……34
○広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）段原東部土地区画整理審議会委員補欠選挙（宅地所有者）選挙人名簿の確定……35
○広島圏都市計画事業（広島平和記念都市建設事業）向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会委員選挙において委員に当選した者の氏名及び住所の公告……35

教育委員会規則

○広島市立中等教育学校学則の公布……35
○広島市立中等教育学校の通学区域に関する規則の公布……38

教育委員会告示

○広島市教育委員会議（定例会）の開催……39

監査結果公表

○広島市職員に関する措置請求に係る監査結果の公表　２件……39
○監査の結果（指摘事項）に対する措置事項及び監査の意見に対する対応結果の公表……43

規　則

広島市規則第７３号

平成２５年５月３１日

広島市立幼稚園の授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長　松　井　一　實

広島市立幼稚園の授業料の減免に関する規則の一部を改正する規則

広島市立幼稚園の授業料の減免に関する規則（昭和４８年広島市規則第５３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中第５号を第６号とし，第４号を第５号とし，第３号の次に次の１号を加える。

⑷　当該年度に納付すべき市民税の所得割が課税となる世帯に属する者（別表第３に定める者に限る。）　同表に定める額。ただし，当該年度の広島市立幼稚園に在籍する期間に係る授業料の合計額が同表に定める額に満たない場合は，全額

第３条第３号中「前条第１項第４号」を「前条第１項第５号」に改め，同条第４号中「前条第１項第５号」を「前条第１項第６号」に改める。

別表第１の備考中「次表」の右に「及び別表第３」を加える。

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第２条関係）

区　　分	金　　額
当該年度に納付すべき市民税の所得割が課税となる世帯において幼稚園在籍者等が３人以上である場合であつて，これらの者のうち広島市立幼稚園に在籍する者があるときの当該者（幼稚園在籍者等のうち最も年長である者及びその次に年長である者を除く。）	年額　７９，０００円

附　則

１　この規則は，公布の日から施行する。

２　改正後の第２条第１項第４号及び別表第３の規定は，平成２５年４月分以降の授業料の減免について適用する。

告　示

広島市告示第２１４号

平成２５年５月１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４２条の２第１項又は第５４条の２第１項の規定により，次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので，同法第７８条の１１第１号又は第１１５条の２０第１号の規定により告示します。

指定年月日　平成２５年５月１日

広島市長　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
グリーンライフ株式会社	デイサービスはぴね広島安佐	広島市安佐北区安佐町飯室宇中布６４８６	認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
生活協同組合ひろしま	コープ小規模多機能観音〈ねぎ畑〉	広島市西区南観音五丁目１２番９号	介護予防小規模多機能型居宅介護
グリーンライフ株式会社	はぴね広島安佐	広島市安佐北区安佐町飯室宇中布６４８６	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

広島市告示第２１５号

平成２５年５月１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項及び第５３条第１項の規定により，次に掲げる者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として指定したので，同法第７８条第１号及び第１１５条の１０第１号の規定により告示します。

指定年月日　平成２５年５月１日

広島市長　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
株式会社L.S.I.	訪問介護事業所かがやき中山東	広島市東区中山東三丁目２番７号	訪問介護及び介護予防訪問介護
医療法人誠正会	ヘルパーステーションこじま	広島市安佐南区長束四丁目１０番７号	訪問介護及び介護予防訪問介護
株式会社ライフケア	らいふケアヘルパーステーション広島	広島市安佐北区落合一丁目２７番２９号	訪問介護及び介護予防訪問介護
株式会社あいりす	訪問看護ステーションあいりす	広島市中区吉島西一丁目１３番１５号	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社L.S.I.	通所介護事業所かがやき中山東	広島市東区中山東三丁目２番７号	通所介護及び介護予防通所介護
アースサポート株式会社	アースサポート広島	広島市西区打越町１２番２１号	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社グランドジェネレーション	縁がわデイひなたぼっこ	広島市西区南観音一丁目２番１６号	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社メディカルサポート	デイサービスセンターもみじ	広島市西区井口五丁目７番２号	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社ユニマットそよ風	広島中筋ケアセンターそよ風	広島市安佐南区中筋一丁目１５番１０号	通所介護及び介護予防通所介護

富士メディカル株式会社	メリィサロン可部	広島市安佐北区可部一丁目１６番１５号	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社ユニマットそよ風	広島中筋ケアセンターそよ風	広島市安佐南区中筋一丁目１５番１０号	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

広島市告示第２１６号

平成２５年５月１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４６条第１項の規定により，次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定したので，同法第８５条第１号の規定により告示します。

指定年月日　平成２５年５月１日

広島市長　　松　井　一　實

事業者	事業所		サービスの種類
名称	名称	所在地	
株式会社L.S.I.	居宅介護支援事業所かがやき中山東	広島市東区中山東三丁目２番７号	居宅介護支援
株式会社ユニマットそよ風	広島中筋ケアセンターそよ風	広島市安佐南区中筋一丁目１５番１０号	居宅介護支援

広島市告示第２１７号

平成２５年５月１日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５９条第１項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療）として下記とおり指定します。

広島市長　　松　井　一　實

記

【指　定　期　間】

平成２５年５月１日から平成３１年４月３０日まで

医療機関名称	郵便番号	所　在　地	電話番号
沼田スマイル薬局	731-3161	広島市安佐南区沼田町伴３６０１－１	082-555-8221
パール薬局山本店	733-0137	広島市安佐南区山本三丁目１－１５	082-962-5211
ホーム薬局中山店	732-0023	広島市東区中山東二丁目２－１－１	082-516-7110
マザー薬局己斐店	733-0812	広島市西区己斐本町一丁目１４－１２	082-274-2337

広島市告示第２１８号

平成２５年５月２日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　委任を受けた分任出納員

別紙のとおり。

２　委任させた事務

⑴　広島市競輪特別会計規則第２条第２項に規定する収納金の収納

⑵　広島市競輪特別会計規則第４条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

３　委任年月日

平成２５年４月１２日

４　委任期間

平成２５年４月１２日から同年７月１７日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏名
競輪事務局	小松島競輪場	職員	内樋　一由
競輪事務局	サテライトあだたら	職員	小泉　幸治
競輪事務局	サテライト阿賀野	職員	斎藤　雄希
競輪事務局	ラ・ピスタ新橋	職員	福重　隆一郎
競輪事務局	サテライト船橋	職員	廣瀬　英樹
競輪事務局	サテライト成田	職員	齋藤　敬一
競輪事務局	サテライト市原	職員	湯沢　秀臣
競輪事務局	サテライト水戸	職員	生田目　好
競輪事務局	サテライト横浜	職員	石川　寿幸
競輪事務局	和歌山競輪場	職員	西　正也
競輪事務局	小倉競輪場	職員	安永　洋一
競輪事務局	サテライト三股	職員	山口　智幸
競輪事務局	サテライト鹿児島	職員	古賀　慎也
競輪事務局	サテライトみぞべ	職員	幸尾　大基
競輪事務局	サテライト宮崎	職員	永尾　征也
競輪事務局	武雄競輪場	職員	犬塚　浩之
競輪事務局	サテライト大和	職員	太田　裕人
競輪事務局	サテライト福島	職員	杉岡　雄二

広島市告示第２１９号

平成２５年５月２日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長　　松　井　一　實

１　委任を受けた分任出納員

別紙のとおり。

２　委任させた事務

⑴　広島市競輪特別会計規則第２条第２項に規定する収納金の収納

⑵　広島市競輪特別会計規則第４条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

３　委任年月日

平成２５年５月４日

４　委任期間

平成２５年５月４日から同年７月１７日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏名
競輪事務局	松山競輪場	職員	高須　篤律
競輪事務局	久留米競輪場	職員	梶原　晋次

広島市告示第２２０号

平成２５年５月２日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長　　松　井　一　實

1　委任を受けた分任出納員

別紙のとおり。

2　委任させた事務

⑴　広島市競輪特別会計規則第２条第２項に規定する収納金の収納

⑵　広島市競輪特別会計規定第４条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3　委任年月日

平成２５年５月１８日

4　委任期間

平成２５年５月１８日から同年７月１７日まで

別紙

設置場所	取扱場所	職名	氏名
競輪事務局	サテライト宇部	職員	上塘　裕子
競輪事務局	サテライト南国	職員	木村　祐介
競輪事務局	サテライト安田	職員	武田　昌史
競輪事務局	サテライトこまつ	職員	西口　力生
競輪事務局	サテライト西予	職員	内藤　雅英
競輪事務局	サテライト札幌	職員	村田　剛
競輪事務局	サテライト石狩	職員	野澤　和雄
競輪事務局	サテライト男鹿	職員	工藤　幸弘
競輪事務局	名古屋競輪場	職員	村井　隆之
競輪事務局	福井競輪場	職員	松川　秀之
競輪事務局	サテライト大阪	職員	根来　慶悟
競輪事務局	サテライト北九州	職員	湯前　亘裕
競輪事務局	サテライト中洲	職員	市川　照幸
競輪事務局	サテライト徳島	職員	増井　稔人

広島市告示第２２１号

平成２５年５月２日

広島市市営住宅等条例（平成９年広島市条例第３５号）第１４条の規定に基づき，市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長　　松　井　一　實

1　変更内容（対象住宅，変更後の家賃）

別紙のとおり。

2　変更期間

平成２５年７月１日から平成２６年３月３１日まで

3　変更理由

浴槽・風呂釜設置等

【変更後の家賃額】

別　紙

住宅種別	住宅名	号室	構造	建設年度	利便性係数	近傍同種家賃（家賃限度額）	本来家賃（月額）　単位：円							
							政令月収							
							0〜104,000	104,001〜123,000	123,001〜139,000	139,001〜158,000	158,001〜186,000	186,001〜214,000	214,001〜259,000	259,001〜
公営	西白島アパート	401号	高耐	昭和43年	0.9426	25,300	12,600	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	25,300	25,300
	江波みなと東住宅4号棟	503号	中耐	昭和58年	0.9293	45,600	24,100	27,900	31,900	36,000	41,100	45,600	45,600	45,600
	江波みなと東住宅5号棟	102号			0.9293	45,600	24,100	27,900	31,900	36,000	41,100	45,600	45,600	45,600
	江波皿山東住宅1号棟	104号			0.8768	48,300	24,100	27,900	31,900	35,900	41,100	47,400	48,300	48,300
	江波皿山東住宅3号棟	105号		昭和61年	0.8987	50,200	25,600	29,500	33,800	38,100	43,500	50,200	50,200	50,200
	戸板東浄第六アパート	101号		昭和44年	0.8500	16,100	10,800	12,400	14,200	16,100	16,100	16,100	16,100	16,100
	戸板東浄第九アパート	403号			0.8452	16,100	10,700	12,400	14,200	16,000	16,100	16,100	16,100	16,100
	戸板東浄第十七アパート	103号		昭和45年	0.8382	21,000	13,300	15,300	17,500	19,800	21,000	21,000	21,000	21,000
	戸板東浄第十九アパート	207号			0.8357	20,700	13,200	15,300	17,500	19,700	20,700	20,700	20,700	20,700
	戸板百田第一アパート	108号		昭和43年	0.8419	15,800	10,400	12,100	13,800	15,600	15,800	15,800	15,800	15,800
	戸板川根住宅2号棟	103号		平成3年	0.8910	46,400	24,400	28,200	32,300	36,400	41,600	46,400	46,400	46,400
	宇品あかつき住宅2号棟	402号		昭和56年	0.9067	42,100	21,900	25,300	28,900	32,600	37,200	42,100	42,100	42,100
コミュニティ	霞第A-1住宅	409号	高耐	昭和54年	0.8969	53,000（59,300）	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900	47,900	53,000
	霞第A-2住宅	201号		昭和57年	0.8969	56,100（62,300）	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,900	50,200	56,100

＊収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となってからの経過年数によって算出した金額を加算した額。（本来家賃＋（近傍同種家賃－本来家賃）×割増率）

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1／5	2／5	3／5	4／5	1
186,001円～214,000円	1／4	2／4	3／4	1	—
214,001円～259,000円	1／2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—

【変更後の家賃額】

別紙

住宅種別	住宅名	号室	構造	建設年度	利便性係数	近傍同種家賃（家賃限度額）	本来家賃（月額）　単位：円							
							政令月収							
							0〜104,000	104,001〜123,000	123,001〜139,000	139,001〜158,000	158,001〜186,000	186,001〜214,000	214,001〜259,000	259,001〜
コミュニティ	霞第A-2住宅	302号	高耐	昭和57年	0.8969	39,400 (50,900)	15,000	17,400	19,900	22,400	25,600	29,600	34,600	39,400
	霞第A-4住宅	605号		昭和56年	0.8942	38,600 (52,800)	14,800	17,100	19,500	22,000	25,200	29,000	34,000	38,600
公営	新庄第六アパート25号	205号	中耐	昭和41年	0.8564	16,200	10,100	11,700	13,400	15,100	16,200	16,200	16,200	16,200
	己斐ふじハイツ第九アパート	501号		昭和57年	0.8408	40,500	21,700	25,100	28,700	32,400	37,000	40,500	40,500	40,500
	高須ブロック住宅	2号	簡二	昭和25年	0.8983	15,300	8,200	9,400	10,800	12,200	13,900	15,300	15,300	15,300
	鈴が峰第七アパート	203号，402号	中耐	昭和54年	0.8667	39,600	21,400	24,700	28,300	31,900	36,400	39,600	39,600	39,600
	鈴が峰東第六アパート	401号		昭和53年	0.8449	44,400	21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900	44,400	44,400
	坪井住宅２号棟	206号		昭和45年	0.8544	19,400	12,700	14,700	16,800	18,900	19,400	19,400	19,400	19,400
	皆実平和住宅４号棟	104号		昭和55年	0.9209	43,900	23,800	27,500	31,400	35,400	40,500	43,900	43,900	43,900

＊収入超過者の家賃：本来家賃に収入区分及び収入超過者となってからの経過年数によって算出した金額を加算した額。（本来家賃＋（近傍同種家賃－本来家賃）×割増率）

【割増率】

収入区分	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目
158,001円～186,000円	１／５	２／５	３／５	４／５	１
186,001円～214,000円	１／４	２／４	３／４	１	—
214,001円～259,000円	１／２	１	—	—	—
259,001円～	１	—	—	—	—

広島市告示第２２２号

平成２５年５月２日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名　称	所在地（出張専業の場合は施術者の住所）		
政本恵也	安佐南鍼灸訪問マッサージ院	広島市安佐南区伴東一丁目14-6-1-203	あん摩・マッサージ	平成２５年４月１６日

広島市告示第２２３号

平成２５年５月２日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名　称	所在地（出張専業の場合は施術者の住所）		
長谷川武史	リラ鍼灸整骨院　古江院	広島市西区古江西町1-2-1FA室	柔道整復	平成２５年４月１５日
長谷川武史	リラ鍼灸整骨院	広島市西区井口台二丁目１-1	柔道整復	平成２５年４月１５日

広島市告示第２２４号

平成２５年５月９日

平成１６年広島市告示第２４４号の一部を次のように改正し，平成２５年６月１４日から適用する。

広島市長　松　井　一　實

第１０項を第１１項とし，第９項の次に次の１項を加える。

１０　平成２５年度高額事案者（平成２５年６月１日現在における市税の滞納金額の全区の合計が８０万円以上である者のうち，平成１６年度高額事案者，平成１７年度高額事案者，平成１８年度高額事案者，平成１９年度高額事案者，平成２０年度高額事案者，平成２１年度高額事案者，平成２２年度高額事案者，平成２３年度高額事案者又は平成２４年度高額事案者を除いたものをいう。）に係る市税等の滞納処分等で，同月１４日から当該高額事案者の滞納がない状態で初めて返還判定日を迎えるまでの間に行うものであること。

広島市告示第２２５号

平成２５年５月１０日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，介護扶助のための介護を担当する機関として，次に掲げる介護機関を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名　称	所　在　地	指定年月日
幟町とまと薬局	広島市中区幟町１２－１	平成25年4月1日
幟町メロン薬局	広島市中区幟町５－１７	平成25年4月1日
記念薬局	広島市中区十日市町一丁目４－３	平成25年4月1日
中山セロリ薬局	広島市東区中山東二丁目２－３３	平成25年4月1日
ニチイケアセンター中央	広島市南区金屋町７－２３ LANDMARK 金屋町１階	平成24年12月20日
いちご薬局　皆実町店	広島市南区皆実町三丁目３－１８－１	平成25年4月1日
南蟹屋れもん薬局	広島市南区南蟹屋一丁目３－３５	平成25年4月1日
メリィヘルパーセンター	広島市西区横川町三丁目１２－１０　村上ビル５０１	平成25年4月1日
エルク薬局	広島市安佐南区緑井二丁目１３－１７　サングリーンビル２階	平成25年4月1日
おちあい薬局	広島市安佐北区落合一丁目１３－６	平成25年4月1日
落合ポテト薬局	広島市安佐北区落合南一丁目１１－１３	平成25年4月1日
はたのリハビリ居宅介護支援事業所	広島市安芸区中野東六丁目３－３６	平成25年4月1日
はたのリハビリデイサービスセンター	広島市安芸区中野五丁目１３－２８	平成25年4月1日
一期一笑坪井	広島市佐伯区坪井三丁目７１－１	平成25年4月1日

広島市告示第２２６号

平成２５年５月１４日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７１条第４項の規定に基づき，経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させるので告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　委任を受ける分任出納員

　競輪事務局（サテライト大阪）　職員　根来　慶悟

2　委任させる事務

(1) 広島市競輪特別会計規則第2条第2項に規定する収納金の収納
(2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）

3 委任年月日
平成25年7月18日

4 委任機関
平成25年7月18日から同年8月2日まで

広島市告示第227号

平成25年5月14日

生活保護法（昭和25年法律144号）第54条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により，介護扶助のための介護を担当する機関として，次に掲げる介護機関を指定したので，生活保護法第55条の2第1号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

名　称	所　在　地	指定年月日
広島市織町地域包括支援センター	広島市中区東白島町13－26	平成24年12月17日
白島レタス薬局	広島市中区東白島町8－19	平成25年4月1日
白島キャロット薬局	広島市中区白島中町1－9	平成25年4月1日
デイサービストパーズ	広島東区戸坂大上四丁目21－7	平成25年4月1日
ウェルスタイル広島訪問介護事業所	広島市南区仁保新町二丁目1－23　仁保新町ビル1階	平成25年4月1日
株式会社フロンティア広島営業所	広島市南区仁保新町二丁目1－23　仁保新町ビル1階	平成25年4月1日
ハート薬局　東雲店	広島市南区東雲本町一丁目1－34	平成25年4月1日
ニチイケアセンター中央	広島市南区金屋町7－23 LANDMARK 金屋町1階	平成24年12月20日
プラザ薬局	広島市西区横川町二丁目7－19	平成23年10月1日
医療法人社団玉章会力田病院	広島市西区鈴が峰町14－20	平成25年4月1日
ヘルパーステーションくれよん	広島市安佐南区沼田町伴170－67	平成24年10月10日
可部訪問看護ステーションなずな	広島市安佐北区可部五丁目9－3	平成24年9月1日
せいじつ広島	広島市安佐北区安佐町鈴張1495－28	平成24年1月10日
アースサポート広島安芸	広島市安芸区矢野西四丁目6－14	平成25年4月1日
居宅介護支援事業所ふじの木	広島市佐伯区藤の木157－21	平成20年4月1日

広島市告示第228号

平成25年5月14日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により，次に掲げる指定介護機関から事業の廃止の届出があったので，生活保護法第55条の2第2号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

廃止年月日	事業所の名称	所在地	事業者(法人)の名称
平成24年12月16日	広島市織町地域包括支援センター	広島市中区白島中町9－1	社団法人　広島県看護協会
平成25年3月31日	株式会社　ハートウェル広島店	広島市南区仁保新町二丁目1－23仁保新町ビル1階	株式会社　ハートウェル広島店
平成25年3月31日	ウェルスタイル広島　訪問介護事業所	広島市南区仁保新町二丁目1－23仁保新町ビル1階	株式会社　ハートウェル広島店
平成24年12月20日	ニチイケアセンター中央	広島市南区京橋町9－21	株式会社　ニチイ学館
平成24年12月20日	ニチイケアセンター第2中央	広島市南区京橋町9－21	株式会社　ニチイ学館
平成23年9月30日	プラザ薬局	広島市西区横川町二丁目7－19	株式会社　ワールド
平成24年1月10日	せいじつ広島	広島市安佐南区安東五丁目22－14	有限会社　寿
平成24年10月9日	ヘルパーステーションくれよん	広島市安佐南区沼田町大字伴170－62	株式会社　M・Family
平成24年8月31日	可部訪問看護ステーションなずな	広島市安佐北区可部五丁目14－16	医療法人社団恵正会
平成25年3月31日	はたのリハビリデイサービスセンター	広島市安芸区中野五丁目14－10	はたのリハビリ整形外科
平成25年3月31日	はたのリハビリ居宅介護支援事業所	広島市安芸区中野五丁目13－30	はたのリハビリ整形外科

広島市告示第229号

平成25年5月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について，所有権を取得したので告示します。

なお，関係台帳は，広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示第233号

平成25年5月17日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があった

ので，同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により，次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
⑴　名　称　広島ステーションビル
⑵　所在地　広島市南区松原町２番３７号
2　大規模小売店舗を設置する者
中国SC開発株式会社
代表取締役社長　久本　和彦
広島市南区松原町２番３７号
3　変更事項
⑴　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）別紙１のとおり。
（変更後）別紙２のとおり。
4　変更年月日
別紙１及び別紙２のとおり。
5　届出年月日
平成２５年５月１６日
6　届出書の縦覧場所
⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
⑵　広島市南区皆実町一丁目５番４４号
広島市南区役所市民部区政調整課
7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
⑴　縦覧期間
平成２５年５月１７日から平成２５年９月１７日まで。ただし，日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び平成２５年８月６日を除く。
⑵　縦覧のできる時間帯
午前８時３０分から午後５時１５分まで
8　意見書の提出
大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により，当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は，この公告の日から４月以内に限り，広島市に対し，意見書の提出により，これを述べることができます。
9　意見書の提出期限及び提出先
⑴　提出期限　平成２５年９月１７日
⑵　提出先
〒７３０－８５８６
広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙１及び別紙２　略

広島市告示第２３４号

平成２５年５月２０日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第１項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

1　供用を開始する年月日
平成２５年５月２０日
2　下水を排除する区域及び排水施設の方式
別紙のとおり。
3　供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

（別　紙）

区　分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区　名	町　名	
汚水及び雨水を排除	佐伯区	八幡一丁目の一部	分流式
汚水を排除	南区	段原三丁目，段原四丁目，段原南二丁目，段原山崎一丁目，段原山崎二丁目，段原山崎三丁目，段原日出一丁目，段原日出二丁目，上東雲町及び東雲本町一丁目の各一部	
	安佐南区	川内三丁目，緑井八丁目，祇園五丁目及び山本六丁目の各一部	
	安佐北区	大林一丁目，三入七丁目及び可部東六丁目の各一部	
	佐伯区	八幡一丁目及び千同一丁目の各一部	

広島市告示第２３５号

平成２５年５月２０日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を，次のとおり開始するので，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第９条第２項において準用する同条第１項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

1　下水の処理を開始する年月日
平成２５年５月２０日
2　下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

（別　紙）

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区　名	町　名	
安佐南区	川内三丁目，緑井八丁目，祇園五丁目及び山本六丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁

安佐北区	大林一丁目，三入七丁目及び可部東六丁目の各一部	目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
佐伯区	八幡一丁目及び千同一丁目の各一部	
南区	段原三丁目，段原四丁目，段原南二丁目，段原山崎一丁目，段原山崎二丁目，段原山崎三丁目，段原日出一丁目，段原日出二丁目，上東雲町及び東雲本町一丁目の各一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第２３６号

平成２５年５月２０日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので，広島市下水道条例（昭和４７年広島市条例第９６号）第３３条第２項の規定により告示します。

なお，関係図面は，下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

1　供用を開始する年月日

平成２５年５月２０日

2　汚水を排除し，及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し，及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐北区白木町大字三田の一部	上三田農業集落排水処理施設

広島市告示第２３７号

平成２５年５月２０日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための医療を担当する機関として，次に掲げる機関を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

名　　称	所　在　地	指定年月日
松林内科医院	広島市中区千田町二丁目1-8	平成25年4月1日
ホーム薬局　中山店	広島市東区中山東二丁目2-1-1	平成25年4月1日
医療法人　新でしお病院	広島市南区段原山崎二丁目9-18	平成25年2月1日
山本歯科医院	広島市南区旭一丁目18-28	平成25年4月1日
訪問看護ステーションフレフレ	広島市南区西旭町21-17-702	平成25年4月1日
訪問看護ステーションゆたか	広島市西区中広町二丁目20-10　寺本ビル202	平成25年2月1日
祇園すやま眼科クリニック	広島市安佐南区山本三丁目1-10	平成25年5月1日
かがわファミリークリニック	広島市安佐南区西原二丁目32-19	平成25年5月1日
サカ緑井病院	広島市安佐南区緑井六丁目28-1	平成25年4月1日
パール薬局　山本店	広島市安佐南区山本三丁目1-15	平成25年5月1日
野田耳鼻咽喉科医院	広島市安佐北区可部三丁目38-18	平成25年4月1日
田村医院	広島市安佐北区安佐町くすのき台62-1	平成25年4月1日
みどり坂の歯医者さん　こうもと歯科	広島市安芸区瀬野西一丁目2-2	平成25年5月1日
なぎさ歯科	広島市佐伯区藤垂園6-1	平成25年4月18日

広島市告示第２３８号

平成２５年５月２０日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので，生活保護法第５５条の２第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

名　　称	所　在　地	廃止年月日
松林内科医院	広島市中区千田町二丁目1-8	平成25年4月1日
デンタルクリニックゼオン	広島市中区鉄砲町10-13　八丁堀伊藤久芳堂ビル4階	平成25年3月31日
医療法人　新でしお病院	広島市南区出汐一丁目3-9	平成25年2月1日
山本歯科医院	広島市南区旭一丁目18-28	平成25年3月31日
天野小児科医院	広島市西区庚午北二丁目10-16	平成25年4月1日
たけうち小児クリニック	広島市安佐南区長楽寺一丁目29-25	平成25年3月31日
サカ歯科医院	広島市安佐南区緑井六丁目28-1	平成25年3月31日
田村医院	広島市安佐北区安佐町くすのき台62-1	平成25年1月20日
野田耳鼻咽喉科医院	広島市安佐北区可部三丁目38-18	平成25年3月31日

広島市告示第２３９号

平成２５年５月２０日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので，生活保護法第５５条の２第２号の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

名　　称	所在地	変更年月日
（旧）財団法人　広島県環境保健協会　健康クリニック	広島市中区広	平成25年4月1日

（新）一般財団法人　広島県環境保健協会　健康クリニック	瀬北町9−1	
（旧）佐々木外科医院	広島市南区的場町二丁目3−9	平成25年4月1日
（新）佐々木外科整形外科医院		
（旧）財団法人広島県地域保健医療推進機構	広島市南区皆実町一丁目6−29	平成25年4月1日
（新）公益財団法人広島県地域保健医療推進機構		

広島市告示第２４０号

平成２５年５月２０日

広島市市営駐車場条例（昭和４５年広島市条例第１３号）第６条の規定に基づき，路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長　　松　井　一　實

1　休止する駐車場
　広島市市営富士見町第一駐車場
2　休止する日時
　平成２５年６月６日（木）午前８時から平成２５年６月１０日（月）午前８時まで
3　休止する理由
　２０１３ゆかたできんさい祭開催に伴い，当該駐車場が会場として使用されるため。

広島市告示第２４１号

平成２５年５月２０日

広島市市営駐車場条例（昭和４５年広島市条例第１３号）第６条の規定に基づき，広島市市営稲荷町第一駐車場の休止を定めた平成２２年９月７日付け広島市告示第４５４号を次のとおり改正します。

広島市長　　松　井　一　實

表広島市市営稲荷町第一駐車場の項中，「平成２５年７月３１日（水）午後１０時まで」を「平成２６年３月３１日（月）午後１０時まで」に改める。

広島市告示第２４２号

平成２５年５月２１日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　広島市安佐南区大塚西四丁目の３番２及び３番３
2　開発面積
　１０，８５０．３８㎡
3　許可を受けた者の住所及び氏名
　広島県東広島市八本松西一丁目３番４号
　株式会社伯和
　代表取締役　安本　養伯
4　検査済証交付年月日
　平成２５年５月２１日

広島市告示第２４３号

平成２５年５月２１日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　広島市安佐北区口田南町字柳ヶ谷９３３番２
2　開発面積
　２４２．６８㎡
3　許可を受けた者の住所及び氏名
　広島市安佐北区落合二丁目３８番５－２０２号
　山田　誠志
4　検査済証交付年月日
　平成２５年５月２１日

広島市告示第２４４号

平成２５年５月２２日

開発行為に関する工事が完了したので，都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により次のとおり公告します。

広島市長　　松　井　一　實

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　広島市安佐南区西原八丁目の９７６番１，９８３番１，９８３番２，９８３番３及び９８４番
2　開発面積
　１，８９２．０９㎡
3　許可を受けた者の住所及び氏名
　広島市安佐南区西原八丁目３３番１２号
　有限会社ツキシマ企画
　代表取締役　築島　邦操
4　検査済証交付年月日
　平成２５年５月２２日

広島市告示第２４５号

平成２５年５月２７日

広島市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第１０条第１項の規定に基づき，平成２５年度の被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので，同条第３項の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

1　所得割　　100分の235
2　被保険者均等割　　30，186円
3　世帯別平等割
　条例第10条第1項第3号アに掲げる額　12，923円
　条例第10条第1項第3号イに掲げる額　6，462円
　条例第10条第1項第3号ウに掲げる額　9，693円

広島市告示第246号

平成25年5月27日

広島市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第10条の6の5第1項の規定に基づき，平成25年度の被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので，同条第3項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　所得割　　100分の79
2　被保険者均等割　　9，505円
3　世帯別平等割
　条例第10条の6の5第1項第3号アに掲げる額　4，069円
　条例第10条の6の5第1項第3号イに掲げる額　2，035円
　条例第10条の6の5第1項第3号ウに掲げる額　3，052円

広島市告示第247号

平成25年5月27日

広島市国民健康保険条例第10条の10第1項の規定に基づき，平成25年度の介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率を次のとおり決定しましたので，同条第3項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　所得割　　100分の89
2　被保険者均等割　　11，510円
3　世帯別平等割　　3，534円

広島市告示第248号

平成25年5月27日

広島市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第14条第1項に規定する平成25年度の国民健康保険料の基礎賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので，同条第2項において準用する条例第10条第3項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　条例第14条第1項第1号アに掲げる額　21，131円
2　条例第14条第1項第1号イに掲げる額
　条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額　9，047円
　条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額　4，524円
　条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額　6，786円
3　条例第14条第1項第2号アに掲げる額　15，093円
4　条例第14条第1項第2号イに掲げる額
　条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額　6，462円
　条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額　3，231円
　条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額　4，847円
5　条例第14条第1項第3号アに掲げる額　6，038円
6　条例第14条第1項第3号イに掲げる額
　条例第10条第1項第3号アに規定する世帯に係る額　2，585円
　条例第10条第1項第3号イに規定する世帯に係る額　1，293円
　条例第10条第1項第3号ウに規定する世帯に係る額　1，939円

広島市告示第249号

平成25年5月27日

広島市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第14条第3項において準用する同条第1項に規定する平成25年度の国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので，条例第14条第3項において準用する同条第2項において準用する条例第10条の6の5第3項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　条例第14条第3項において準用する同条第1項第1号アに掲げる額　6，654円
2　条例第14条第3項において準用する同条第1項第1号イに掲げる額
　条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額　2，849円
　条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額　1，425円
　条例第10条の6の5第1項第3号ウに規定する世帯に係る額　2，137円
3　条例第14条第3項において準用する同条第1項第2号アに掲げる額　4，753円
4　条例第14条第3項において準用する同条第1項第2号イに掲げる額
　条例第10条の6の5第1項第3号アに規定する世帯に係る額　2，035円
　条例第10条の6の5第1項第3号イに規定する世帯に係る額　1，018円

条例第１０条の６の５第１項第３号ウに規定する世帯に係る額　１，５２６円
5　条例第１４条第３項において準用する同条第１項第３号アに掲げる額　１，９０１円
6　条例第１４条第３項において準用する同条第１項第３号イに掲げる額
条例第１０条の６の５第１項第３号アに規定する世帯に係る額　８１４円
条例第１０条の６の５第１項第３号イに規定する世帯に係る額　４０７円
条例第１０条の６の５第１項第３号ウに規定する世帯に係る額　６１１円

広島市告示第２５０号

平成２５年５月２７日

広島市国民健康保険条例（以下「条例」という。）第１４条第４項において準用する同条第１項に規定する平成２５年度の国民健康保険料の介護納付金賦課額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので，条例第１４条第４項において準用する同条第２項において準用する条例第１０条の１０第３項の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　条例第１４条第４項において準用する同条第１項第１号アに掲げる額　８，０５７円
2　条例第１４条第４項において準用する同条第１項第１号イに掲げる額　２，４７４円
3　条例第１４条第４項において準用する同条第１項第２号アに掲げる額　５，７５５円
4　条例第１４条第４項において準用する同条第１項第２号イに掲げる額　１，７６７円
5　条例第１４条第４項において準用する同条第１項第３号アに掲げる額　２，３０２円
6　条例第１４条第４項において準用する同条第１項第３号イに掲げる額　７０７円

広島市告示第２５１号

平成２５年５月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条又は第１１条の規定に基づき保管している自転車等について，所有権を取得したので告示します。

なお，関係台帳は，広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示第２５２号

平成２５年５月３０日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５５条において準用する同法第４９条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により，医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので，生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地（出張専業の場合は施術者の住所）		
佐藤　友則	さとう健康整骨院	広島市安芸区矢野南四丁目11−14	柔道整復	平成２５年５月２０日
中薗　聡人，脇　悠輔，打海　弘晃	せんどう整骨院	広島市佐伯区千同二丁目14−7	柔道整復	平成２５年５月１７日

広島市告示（中区）第７４号

平　成　２５　年　５　月　２　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第７５号

平　成　２５　年　５　月　２　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第７６号

平　成　２５　年　５　月　２　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第７７号

平　成　２５　年　５　月　２　日

広島バスセンター自転車等駐車場Ｂ内，東新天地自転車等駐車場内及び西新天地自転車等駐車場内に長期間駐車されていた下記自転車等については，4月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第７８号

平成25年5月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第７９号

平成25年5月15日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

関係書類は，広島市中区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

記

1．番号　第１号

2．年月日　平成２５年５月１５日

3．道路の位置（地名・地番）

広島市中区江波本町二丁目１１６６－３８，１１６６－４０

4．幅員及び延長

幅員　4.00ｍ

延長　22.72ｍ

広島市告示（中区）第８０号

平成25年5月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第８１号

平成25年5月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第８２号

平成25年5月16日

西新天地自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，5月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第８３号

平成25年5月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第８４号

平成25年5月16日

袋町小学校地下自転車等駐車場及び富士見町第二自転車等駐車場内に長期間駐車されていた下記自転車等については，5月11日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第８５号

平成25年5月16日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第８６号

平成２５年５月１６日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第８７号

平成２５年５月１６日

大手町自転車等駐車場及び広島バスセンター西自転車等駐車場Ｂ内に長期間駐車されていた下記自転車等については，５月１４日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第８８号

平成２５年５月２９日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第８９号

平成２５年５月２９日

基町自転車等駐車場，相生自転車等駐車場，小町第一自転車等駐車場，小町第三自転車等駐車場，富士見町第二自転車等駐車場及び広島バスセンター西自転車等駐車場Ａ内に長期間駐車されていた下記自転車等については，５月１７日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第９０号

平成２５年５月２９日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第９１号

平成２５年５月２９日

富士見町第二自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，５月２０日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第９２号

平成２５年５月２９日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（中区）第９３号

平成２５年５月２９日

富士見町第二自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記自転車等については，５月２３日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（中区）第９４号

平成２５年５月２９日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項及び第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（東区）51号

平成25年5月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第52号

平成25年5月8日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき，公告認定対象区域の認定を取消しましたので，同条第4項の規定に基づき告示します。

この関係図書は，広島市東区役所建設部建築課において，一般に縦覧します。

広島市長　松井一實

1　認定の取消しを行った区域の場所
　広島市東区牛田新町四丁目226－4
2　認定の取消しを行った認定番号
　第S41－10（東－4）号
3　認定の取消しを行った認定年月日
　昭和41年11月4日

広島市告示（東区）第53号

平成25年5月9日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は，広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松井一實

1	指定番号	第1号
2	指定年月日	平成25年5月9日
3	道路の位置	広島市東区福田五丁目1975番1の一部，1975番1地先里道
4	幅員	6.00メートル
5	延長	49.93メートル

広島市告示（東区）第54号

平成25年5月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第55号

平成25年5月17日

広島市自動車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第56号

平成25年5月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第57号

平成25年5月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第58号

平成25年5月30日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条2項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松井一實

次のとおり　略

広島市告示（東区）第59号

平成25年5月30日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき，東区役所市民部の市民課区出納員及び収納課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので，同項後段の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　委任を受けた区分任出納員
　東区役所市民部の市民課及び収納課（戸坂連絡所）
　　主任　　金川　浩嗣
　　主任　　繁本　直子
2　委任させた事務
　広島市証明等手数料条例（昭和３２年広島市条例第２０号）第２条に規定する手数料（戸坂連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
3　委任年月日
　平成２５年４月１日
4　委任期間
　平成２５年４月１日から平成２５年６月３０日まで

広島市告示（東区）第６０号

平成２５年５月３０日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４６第４項の規定に基づき，東区役所市民部市民課出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので，同項後段の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　委任を受けた区分任出納員
　東区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
　　嘱託員　大村　能久　　嘱託員　川西　信司
　　嘱託員　川地　正司　　嘱託員　花田　大作
　　嘱託員　瀬戸升　和徳　　嘱託員　大柳　健
　　嘱託員　濱崎　伸世
2　委任させた事務
　広島市証明等手数料条例（昭和３２年広島市条例第２０号）第２条第９号，第１３号及び第１６号に規定する手数料の収納
3　委任年月日
　平成２５年４月１日
4　委任期間
　平成２５年４月１日から平成２５年６月３０日まで

広島市告示（東区）第６１号

平成２５年５月３１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条第１項の規定により次のとおり告示します。

広島市長　松　井　一　實

次のとおり　略

広島市告示（南区）第７３号

平成２５年５月１日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４６第４項の規定に基づき，南区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので，同項後段の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　委任を受けた区分任出納員
　南区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
　　嘱託員　中山　祐也　　嘱託員　黒田　一博
　　嘱託員　寺田　幸治　　嘱託員　吉田　共宏
　　嘱託員　河本　和典　　嘱託員　紀田　寛和
　　嘱託員　小山　八郎　　嘱託員　挾間　義雄
2　委任させた事務
　広島市証明等手数料条例（昭和３２年広島市条例第２０号）第２条第９号，第１３号及び第１６号に規定する手数料の収納
3　委任年月日
　平成２５年４月１日
4　委任期間
　平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日まで

広島市告示（南区）第７４号

平成２５年５月１日

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１７４条の４６第４項の規定に基づき，南区役所市民部市民課区出納員及び収納課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので，同項後段の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

1　委任を受けた区分任出納員
　南区役所市民部区政調整課（青崎連絡所）
　主任　　信部　佳代子
2　委任させた事務
　広島市証明等手数料条例（昭和３２年広島市条例第２０号）第２条に規定する手数料（青崎連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
3　委任年月日
　平成２５年４月１日
4　委任期間
　平成２５年４月１日から平成２６年３月３１日まで

広島市告示（南区）第７５号

平成２５年５月１３日

天神川駅南駐輪場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，４月２６日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，１か月間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第７６号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 １ ３ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（南区）第７７号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 １ ３ 日

広島駅南口第一自転車等駐車場内，広島駅南口第二自転車等駐車場内，広島駅南口第三自転車等駐車場内及び広島駅南口第五自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，４月２６日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第７８号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 １ ３ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（南区）第７９号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 １ ３ 日

広島駅南口第二自転車等駐車場内及び広島駅南口第五自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，５月７日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第８０号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 １ ６ 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は，平成２５年５月１６日から同月３０日まで，広島市南区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区　分	路 線 名 等	所　在（起点及び終点）
里　道	南１区１４号里道	西蟹屋三丁目５０５番３地先から 西蟹屋三丁目５０５番３地先まで

広島市告示（南区）第８１号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 ２ ０ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（南区）第８２号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 ２ ０ 日

広島駅南口第三自転車等駐車場内及び広島駅南口第五自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，５月１１日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第８３号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 ２ ０ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（南区）第８４号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 ２ ０ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（南区）第８５号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 ２ ０ 日

広島駅南口第三自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，５月１６日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第８６号

平成２５年５月２０日

青崎駐輪場内及び天神川駅南駐輪場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，５月１６日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，１か月間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（南区）第８７号

平成２５年５月２０日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年５月２０日から６月３日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	変更区画	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南１区105号線	南区南蟹屋二丁目514番66地先から	旧	9.00m～14.00m	30.00m
		南区南蟹屋二丁目514番66地先まで	新	6.00m～9.00m	30.00m
		南区南蟹屋二丁目846番９地先から	旧	6.00m～8.00m	55.00m
		南区南蟹屋二丁目329番14地先まで	新	8.80m～11.00m	55.00m

広島市告示（南区）第８８号

平成２５年５月２０日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年５月２０日から６月３日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松　井　一　實

道路の種類	路線名	供用開始区画	供用開始の期日
市道	南１区１０５号線	南区南蟹屋二丁目８４６番９地先から南区南蟹屋二丁目３２９番１４地先まで	平成２５年５月２０日

広島市告示（南区）第８９号

平成２５年５月２３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（南区）第９０号

平成２５年５月２３日

広島駅南口第三自転車等駐車場内及び広島駅南口第五自転車等駐車場内に，長期間駐車されていた下記の自転車等については，５月２０日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので，告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

下記　略

広島市告示（西区）第５４号

平成２５年５月１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第５５号

平成２５年５月１日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松　井　一　實

広島市告示（西区）第５６号

平成２５年５月１日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車については，４月３０日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車については，処分します。

広島市長　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（西区）第５７号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 ２ 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は，平成２５年５月２日から同年５月１６日まで，広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　松 井 一 實

新旧	区分	路線名等	所在（起点及び終点）
新	里道	西３区３２６号里道	己斐東二丁目８０番３０地先から己斐中二丁目１９５番２地先まで
旧	里道	西３区３２６号里道	己斐東二丁目８０番３０地先から己斐中二丁目１８番３６７地先まで

広島市告示（西区）第５８号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 １ ０ 日

平成２５年２月８日付け広島市告示（西区）第１８号で公示した次の路線について，その内容を次のように訂正します。

広島市長　松 井 一 實

	道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
訂正前	市道	西４区２７号線	西区高須四丁目１８９番地２地先から西区南観音五丁目１８９番地２地先まで	平成２５年２月８日
訂正後	市道	西４区２７号線	西区高須四丁目１８９番地２地先から西区高須四丁目１８９番地２地先まで	平成２５年２月８日

広島市告示（西区）第５９号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 １ ３ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松 井 一 實

広島市告示（西区）第６０号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 １ ３ 日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車等については，５月８日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松 井 一 實

別紙　略

広島市告示（西区）第６１号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 １ ７ 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松 井 一 實

広島市告示（西区）第６２号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 １ ７ 日

別紙駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙の自転車等については，５月１４日広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については，処分します。

広島市長　松 井 一 實

別紙　略

広島市告示（西区）第６３号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 ２ ０ 日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年５月２０日から同年６月３日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松 井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	西５区232号線	西区扇二丁目１番30地先から西区扇二丁目１番７地先まで	旧	メートル ９．３０ ～ ７３．２０	メートル ２６３．００
			新	メートル １１．００ ～ １１．００	メートル ２６３．００

広島市告示（西区）第６４号

平 成 ２ ５ 年 ５ 月 ２ ０ 日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年５月２０日から同年６月３日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松 井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	西５区232号線	西区扇二丁目１番３０地先から西区扇二丁目１番７地先まで	平成２５年５月２０日

広島市告示（西区）第６５号

平成２５年５月２３日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松井一實

広島市告示（西区）第６６号

平成２５年５月２８日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松井一實

広島市告示（西区）第６７号

平成２５年５月２９日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１０条第２項又は第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　松井一實

広島市告示（安佐南区）第７０号

平成２５年５月１日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　松井一實

1　指定番号　第４号
2　指定年月日　平成２５年５月１日
3　道路の位置　広島市安佐南区高取南一丁目690番１の一部，684番11，689番５の一部，689番17及び690番５
4　幅員及び延長　幅員　4.10m
　　延長　31.56m

広島市告示（安佐南区）第７１号

平成２５年５月１日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき，平成１８年３月９日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した若葉台町内会（旧代表者　花田　昌栄）について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　松井一實

変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
氏　名　石富　三弘
住　所　広島市安佐南区伴北七丁目４１番１１号

広島市告示（安佐南区）第７２号

平成２５年５月１日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年５月１日から同年５月１５日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員（m）	延長（m）
市道	安佐南１区３４３号線	広島市安佐南区川内一丁目９４２番地３地先から広島市安佐南区川内一丁目９４０番地２地先まで	旧	2.39～2.43	54.32
			新	3.21～3.26	54.32

広島市告示（安佐南区）第７３号

平成２５年５月１日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年５月１日から同年５月１５日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南１区３４３号線	広島市安佐南区川内一丁目９４２番地３地先から広島市安佐南区川内一丁目９４０番地２地先まで	平成２５年５月１日

広島市告示（安佐南区）第７４号

平成２５年５月７日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第１項第５号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　松井一實

1　指定番号　　第5号
2　指定年月日　　平成25年5月7日
3　道路の位置　　広島市安佐南区山本四丁目978番2の一部
4　幅員及び延長　幅員　　5．00m
　　延長　34．39m

広島市告示（安佐南区）第75号

平　成　25　年　5　月　7　日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は，広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長　　松　井　一　實

1　指定番号　　第6号
2　指定年月日　　平成25年5月7日
3　道路の位置　　広島市安佐南区西原二丁目2530番1の一部，2530番5の一部及び2530番6の一部
4　幅員及び延長　幅員　　4．52m
　　延長　24．04m

広島市告示（安佐南区）第76号

平　成　25　年　5　月　31　日

長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成25年5月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等については処分します。

広島市長　　松　井　一　實

別紙　略

広島市告示（安佐北区）第68号

平　成　25　年　5　月　2　日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき，平成16年1月14日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した光善坊自治会（代表者　津島　忠史）について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　　松　井　一　實

1　変更があった事項
　事務所及び代表者の氏名住所
2　変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区可部三丁目38番12号	広島市安佐北区可部一丁目5番6号
代表者の氏名住所	津島　忠史 広島市安佐北区可部三丁目38番12号	秀浦　孝博 広島市安佐北区可部一丁目5番6号

広島市告示（安佐北区）第69号

平　成　25　年　5　月　9　日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成25年5月9日から同月23日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種　類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員（m）	敷地の延長（m）
県道	東広島白木線	安佐北区白木町大字小越字壱貫目822番18地先から安佐北区白木町大字小越字長田502番3地先まで	旧	7．00 ～ 10．50	299．40
			新	9．00 ～ 12．20	

広島市告示（安佐北区）第70号

平　成　25　年　5　月　9　日

道路の供用を次のように開始するので，道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成25年5月9日から同月23日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種　類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
県道	東広島白木線	安佐北区白木町大字小越字壱貫目822番18地先から安佐北区白木町大字小越字長田502番3地先まで	平成25年5月9日

広島市告示（安佐北区）第71号

平　成　25　年　5　月　9　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は，平成25年5月9日から同月23日まで，広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区　分	路線名等	所　在（起点及び終点）
里道	安佐北2区1739号里道	安佐北区深川五丁目1462番3地先から同所1462番3地先まで

広島市告示（安佐北区）第72号

平　成　25　年　5　月　14　日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は，平成２５年５月１４日から同月２８日まで，広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

区　分	路線名等	所　　在（起点及び終点）
農道	馬場宮迫	安佐北区白木町大字市川字深井 1817 番 15 地先から 安佐北区白木町大字市川字宮迫 1711 番４地先まで

広島市告示（安佐北区）第７３号

平　成　２５　年　５　月　１７　日

道路の区域を次のように変更するので，道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示します。

その関係図面は，平成２５年５月１７日から同月３１日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長　　松　井　一　實

道路の種　類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員（m）	敷地の延長（m）
市道	安佐北２区光掛亀崎線	安佐北区真亀三丁目２２番８地先から 安佐北区真亀三丁目６３番地先まで	旧	５８．５０ ～ ６１．５０	２０．５０
			新	５４．５０ ～ ５９．００	

広島市告示（安佐北区）第７４号

平　成　２５　年　５　月　１７　日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき，平成１３年９月１７日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した本郷下自治会（代表者　村岡　哲顕）について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　　松　井　一　實

１　変更があった事項
　　代表者の氏名住所
２　変更の内容

	旧	新
代表者の氏名住所	村岡　哲顕 広島市安佐北区安佐町大字久地４８０９番地	町田　治助 広島市安佐北区安佐町大字久地５０２２番地

広島市告示（安佐北区）第７５号

平　成　２５　年　５　月　１７　日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき，平成１２年６月２６日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した瑞眺苑町内会（代表者　山口　定義）について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　　松　井　一　實

１　変更があった事項
　　事務所及び代表者の氏名住所
２　変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区亀山南二丁目２３番１－４号	広島市安佐北区亀山南二丁目５３番２４号
代表者の氏名住所	山口　定義 広島市安佐北区亀山南二丁目２３番１－４号	中西　義則 広島市安佐北区亀山南二丁目５３番２４号

広島市告示（安佐北区）第７６号

平　成　２５　年　５　月　２２　日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の規定に基づき，平成１０年６月２２日付けで，不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した南が丘団地自治会（代表者　川嶋　正夫）について，次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長　　松　井　一　實

１　変更があった事項
　　事務所及び代表者の氏名住所
２　変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区安佐町大字久地１１８５番地の１９２	広島市安佐北区安佐町大字久地１２３８番地の２００
代表者の氏名住所	川嶋　正夫 広島市安佐北区安佐町大字久地１１８５番地の１９２	増田　健吾 広島市安佐北区安佐町大字久地１２３８番地の２００

広島市告示（安佐北区）第７７号

平　成　２５　年　５　月　２３　日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和６０年広島市条例第９８号）第１１条第２項の規定により自転車等を撤去し，保管したので，同条例第１２条の規定により告示します。

広島市長　　松　井　一　實

広島市告示（安佐北区）第７８号

平　成　２５　年　５　月　２３　日

可部駅東口駐輪場，可部駅西口駐輪場，玖村駅駐輪場，安芸矢口駅駐輪場及び安芸矢口駅前駐輪場内に，長期間駐車されていた別紙自転車等については，平成２５年５月２２日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお，今後相当の間保管した後，申出のない自転車等について